

郡山市要保護児童対策地域協議会



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

要保護児童（虐待などで保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）等の支援のために、児童福祉法(第25条の2第1項)で定められた法定協議会です。

郡山市においては、平成14年に「郡山市児童虐待防止連絡会議」として虐待防止の地域ネットワークを立ち上げ、平成19年11月に現在の「郡山市要保護児童対策地域協議会」を設置しました。協議会の調整機関（事務局）である郡山市こども家庭支援課こども家庭相談センターが学校や保育所、一般市民の皆様等からの相談や通告を受け、ケースに応じて関係機関による個別ケース検討会議を開催し、関係機関のネットワークによる家族支援を行っています。

また、協議会では講演会の開催や啓発活動等により、児童虐待防止に向けた様々な活動を行っています。

令和3年度の相談件数は508件ありました。
(うち児童虐待は32件、個別ケース検討会議は43回開催。)

- 郡山市小学校長会
- 郡山市中学校長会
- 郡山市私立幼稚園・認定こども園連合会
- 郡山市PTA連合会
- 郡山市教育委員会（学校教育推進課・総合教育支援センター）

構成機関
(20団体)

医療

- 郡山医師会
- 郡山歯科医師会

弁護士

- 福島県弁護士会
郡山支部

民間団体

- 福島虐待問題研究会

人権擁護

- 郡山人権擁護委員協議会
- 福島地方法務局郡山支局

警察

- 郡山警察署
- 郡山北警察署

民生・児童委員
主任児童委員

- 郡山市民生児童委員協議会連合会

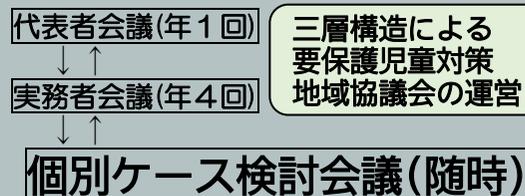
○郡山市保健所

保健

児童福祉

- 福島県中児童相談所
- 郡山市私立保育園連絡協議会
- 郡山市認可保育所長会
- ほしくま児童家庭支援センター
- 郡山市福祉事務所・郡山市配偶者暴力相談支援センター

教育



※協議会には児童福祉法により守秘義務が課せられており、罰則規定が設けられています。安心して相談、通告いただけます。

【通告の事例】

- 家族5人の家庭。保育園より通告有り。父母が、何度言っても分からない子どもに対し繰り返し叩く、怒鳴る行為が続いていた。

【協議会での対応事例】

- 保育園、保健師、児童相談所、こども家庭相談センターで情報共有し、保育園にモニタリングを依頼。保育園でモニタリングをしているなか、保育園から再度、虐待通告があり児童相談所で一時保護。
- 子どもは、一時保護中に医療機関を受診し、発達障害の診断を受けた。必要な支援機関に繋ぎ、両親との面談、家庭訪問、関係機関で個別ケース検討会議を実施し、支援体制の構築を図り家庭引き取りとなった。



(児童虐待防止講演会のようす)

郡山市こども家庭支援課こども家庭相談支援係は、こどもと家庭に関する相談を受けるとともに虐待通告窓口、要保護児童対策地域協議会の調整機関（事務局）です。

- * ニコニコこども館2階
(郡山市桑野1-2-3)
- * 電話 924-3341